

第6号議案 協同活動推進積立金規程の一部変更について

1. 主な変更理由

(1) 積立目標額（第3条）

現在の規程による積立目標額は、統合前組合の規模を勘案した金額で設定されていた経過から、出資総額の2倍に相当する金額と設定されており、非常に大きな目標額となっている。

他の目的積立金の目標額とのバランスも勘案し、積立目標額を5億円に変更するもの。

(2) 積立基準（第4条）

当組合の状況に合わせて柔軟に積立金額を設定することができるように、積立基準を変更するもの。

2. 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 教育文化活動を始めとする協同活動の実践・推進を図るため、協同活動に係る費用の全部又は一部を積立金並びに財務収益で確保することを目的とした任意積立金（目的積立金）を設置する。 (名称) 第2条 この目的積立金は、協同活動推進積立金（以下、「積立金」という。）という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は<u>5億円</u>とする。 (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の20分の1に相当する<u>金額を基準として積立てることができる。</u> (取崩) 第5条 この積立金は、当該事業年度の協同活動にかかる費用の範囲内で、総会の決議を得て取り崩すことができる。 (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成31年1月1日から実施する。 附則 この規程の変更は、<u>令和7年6月27日から実施する。</u>	(目的) 第1条 教育文化活動を始めとする協同活動の実践・推進を図るため、協同活動に係る費用の全部又は一部を積立金並びに財務収益で確保することを目的とした任意積立金（目的積立金）を設置する。 (名称) 第2条 この目的積立金は、協同活動推進積立金（以下、「積立金」という。）という。 (積立目標額) 第3条 積立金の積立目標額は、<u>協同活動に係る費用の財源確保を目指して出資総額の2倍に相当する金額</u>とする。 (積立基準) 第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の20分の1に相当する<u>金額以上の金額を基準として積立てる。</u> (取崩) 第5条 この積立金は、当該事業年度の協同活動にかかる費用の範囲内で、総会の決議を得て取り崩すことができる。 (改廃) 第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。 附則 この規程は、平成31年1月1日から実施する。